

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の様式、構成及び論点の検討

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、時価の定義及びガイダンスについて、公開草案の様式、構成及び論点を議論するために、会計基準案及び適用指針案の本文（結論の背景及び設例を含まない。）について文案の形で示しており、それらについて検討することを目的としている。

なお、時価に関する開示については、今後、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）の改正案<sup>1</sup>について別途検討を行う予定である。

## II. 文案作成にあたっての前提

2. 本資料では、第 126 回金融商品専門委員会（2018 年 4 月 23 日開催）及び第 383 回企業会計基準委員会（2018 年 4 月 26 日開催）における議論を踏まえ、次の前提により、時価の定義及びガイダンスに関する公開草案<sup>2</sup>の様式、構成及び論点の検討を行う。

(1) 会計基準案の範囲は、金融資産及び金融負債を主とするが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等も含める可能性があり、仮置きとして、トレーディング目的で保有する棚卸資産について会計基準の範囲に含める。

(2) 「公正価値」の用語を用いず、「時価」の用語を用いる<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 第 126 回金融商品専門委員会においては、新たな会計基準及び適用指針において、時価に関するガイダンスから開示までをまとめる方が利用しやすいとの考え方もあると考えられるとの意見や、国際的な整合性を図る観点からは、基準構成も IFRS と整合させるべきと考える一方で、開示については金融商品のみが検討の対象となることを考慮すると、金融商品時価開示適用指針を改正する提案も理解することができるとの意見が聞かれた。

<sup>2</sup> 第 383 回企業会計基準委員会においては、会計基準の構成として、会計基準及び適用指針を開発する方向性で検討を進めることでよいと考えられるが、審議の状況によっては柔軟に対応する必要があると考えられるとの意見も聞かれており、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の時価の定義を修正したうえで、そのガイダンスとして金融商品の時価に関する適用指針を開発する可能性を排除するものではない。

<sup>3</sup> 第 126 回金融商品専門委員会及び第 383 回企業会計基準委員会においては、「公正価値」の用語を用いる意見と用いない意見（「時価」を用いる意見）の両方が聞かれたが、第 383 回企業会計基準委員会においては、多くの委員から、他の法規制の関係等から「公正価値」の用語を用いないことへの賛同があったため、今回の文案においては、「公正価値」の用語を用いないこととしている。

- (3) 金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産に関連するものについて、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の内容をすべて取り入れる（非金融資産（不動産等）及び非金融負債に関する記載は含めない。）。
- (4) 実務に配慮するための条項は、含めていない。

### III. 会計基準案及び適用指針案（本文）の構成

3. 会計基準案及び適用指針案（本文）の構成を、次の方針で作成している。
- (1) 会計基準案及び適用指針案の構成は、これまでの日本基準の構成を踏まえ、「目的」、「範囲」、「用語の定義」、「時価の算定」、「適用時期等」とする。他の会計基準のように、認識及び測定等を取り扱う「会計処理」に該当する項目がないため、「時価の算定」としている。
- (2) IFRS 第 13 号の中でも、事務局が重要と考える時価の定義、評価技法及び入力数値に関する項目、並びに関連する用語の定義を会計基準案に含め、それ以外は適用指針案に含める。
- (3) 非金融資産への適用・非金融資産についての評価の前提（主に不動産等に対する記載である最有効使用等）については、会計基準案及び適用指針案（本文）に含めない。
4. 上記を踏まえ、会計基準案及び適用指針案の本文（結論の背景及び設例を含まない。）の構成は、次のとおりとすることが考えられるがどうか。

#### （会計基準案及び適用指針案（本文）の構成）

IFRS 第 13 号	会計基準案及び適用指針案（本文）
目的	目的
範囲	I. 範囲
測定	III. 時価の算定
公正価値の定義	時価の定義
資産又は負債	時価の算定単位
取引	時価の算定の前提
市場参加者	
価格	
非金融資産への適用	—
負債及び企業自身の資本性金融商品への適用	時価の算定方法 (4) 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価

IFRS 第 13 号	会計基準案及び適用指針案（本文）
市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産及び金融負債への適用	時価の算定単位
当初認識時における公正価値	時価の算定の前提
評価技法	時価の算定方法 (1) 評価技法
評価技法へのインプット	時価の算定方法 (2) 入力数値
公正価値ヒエラルキー	
開示	—
付録	
A 用語の定義	II. 用語の定義
B 適用指針	
公正価値測定のアプローチ	—
非金融資産についての評価前提	—
当初認識時における公正価値	時価の算定の前提
評価技法	III. 時価の算定 時価の算定方法 (1) 評価技法
他の者が資産として保有していない負債及び企業自身の資本性金融商品に対する現在価値技法の適用	—
評価技法へのインプット	—
公正価値ヒエラルキー	
資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定	時価の算定方法 (3) 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合等
C 発効日及び経過措置	IV. 適用時期等

### ディスカッション・ポイント

会計基準案及び適用指針案（本文）の構成について、ご意見を頂きたい。

## IV. 文案及び関連する論点の検討

5. 本セクションにおいては、上記「III. 会計基準案及び適用指針案（本文）の構成」を前提として、その構成における見出しのそれぞれについて、次の方針により、時価の定義及びガイダンスに関する会計基準案及び適用指針案（文案）と、それらの作成方針を示している。また、各々の今後の検討課題も示している。

(1) 文章の表現については、IFRS 第 13 号の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。

(2) IFRS 第 13 号においては、公正価値の定義等に関連して、重複する説明が繰り返

し見られる箇所があるが、会計基準案及び適用指針案（本文）に取り込む内容は、重複した記載を避け、簡潔なものとしている。

- (3) IFRS 第 13 号の基準本文及び適用指針（付録 B）における理由等の記載については、会計基準案及び適用指針案の結論の背景に記載する（今回の文案には含めていない。）。
- (4) 「目的」及び「適用時期等」については、今回の文案には含めていない。
- (5) 文中の（¶）は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

## 範 囲

### （文案）

#### 【会計基準】

- 1. 本会計基準は、次の時価に適用する。
  - (1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における金融商品
  - (2) 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」）におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

#### 【適用指針】

- 1. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準における範囲と同様とする。

### （作成方針）

- 6. 今回の文案では、仮置きとして、トレーディング目的で保有する棚卸資産についても会計基準の範囲に含めている。これに関連して、以降の文案において、コモディティ等に適用される輸送コストに関連する記載を含めている。

## 用語の定義

## (文案)

**【会計基準】**

1. 本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「市場参加者」とは、対象となる資産又は負債に関する主要な又は最も有利な市場において、次の要件のすべてを満たす買手及び売手をいう。(¶付録A)
    - ① 互いに独立しており、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める関連当事者ではないこと
    - ② すべての入手できる情報に基づき、当該資産又は負債について知識を有し、十分な理解を有していること
    - ③ 当該資産又は負債に関して、取引を行う能力があること
    - ④ 当該資産又は負債に関して、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自発的に取引を行う意思があること
  - (2) 「秩序ある取引」とは、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、対象となる資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引をいう。(¶付録A)
  - (3) 「主要な市場」とは、対象となる資産又は負債についての取引の数量及び頻度が最も大きい市場をいう。(¶付録A)
  - (4) 「最も有利な市場」とは、取引費用及び輸送費用を考慮した上で、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化できる市場をいう。(¶付録A)
  - (5) 「入力数値」とは、リスクについての仮定を含め、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定をいう。当該入力数値は、次の観察可能な入力数値と観察できない入力数値により構成される。(¶付録A)
    - ① 「観察可能な入力数値」とは、入手できる観察可能な市場データに基づく入力数値をいう。(¶付録A)
    - ② 「観察できない入力数値」とは、観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づく入力数値をいう。(¶付録A)
  - (6) 「活発な市場」とは、継続的に価格情報が提供される程度に十分な数量及び頻度で取引が行われている市場をいう。(¶付録A)

**【適用指針】**

1. 本適用指針における用語の定義は、会計基準における用語の定義と同様とする。

**(作成方針)**

7. IFRS 第 13 号の用語の定義（付録 A）のうち、使用頻度が多くないと考えられる用語の定義は、それぞれ使用されている箇所において定義している（例えば、不履行リスク、マーケット・アプローチ等）。「時価」については、「時価の定義」というセクションを設けて定義している。

**時価の算定—時価の定義****(文案)****【会計基準】**

1. 「時価」とは、算定日における市場参加者間の秩序ある取引についての資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格をいう。（¶ 9）

**(作成方針)**

8. 時価の概念として、時価が入口価格ではなく出口価格であることを強調することについては、結論の背景で記載することが考えられる。

**(今後の検討課題)**

9. 現行の日本基準では、その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされ、算定日の価格という点で、IFRS 第 13 号の公正価値の定義と違いはない。一方、継続して適用することを条件として、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる（金融商品会計基準（注 7））とされている。

この期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の使用については、当該価額をその他有価証券の決算時の時価として使用する場合の当該価額の減損処理における使用（会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」Q32）及び決算時の為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場の使用（会計制度委員会第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」第 11 項なお書き）の論点にも関係するため、これら

については、別途検討することが考えられる<sup>4</sup>。

## 時価の算定—時価の算定単位

### (文案)

#### 【会計基準】

1. 資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。(¶14)
2. 前項の定めにかかわらず、次の要件のすべてを満たす場合には、特定の市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)又は特定の取引相手先の信用リスク(取引相手先の契約不履行に係るリスク)のいずれかに対する金融資産又は金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産と金融負債のグループの時価を算定することができる。(¶48-49、¶54-56)
  - (1) 企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクのいずれかに対する正味の資産又は負債に基づき、金融資産及び金融負債のグループを管理していること
  - (2) 当該金融資産及び金融負債のグループに関する情報を企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める役員に提供していること
  - (3) 当該金融資産及び金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価していること
  - (4) 特定の市場リスクに適用するにあたっては、市場リスク及び当該市場リスクに対する資産又は負債のデュレーションが実質的に同一であること
  - (5) 特定の取引相手先の信用リスクに適用するにあたっては、債務不履行の発生時において信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め(例えば、取引相手先とのマスターネットティング契約又は当事者の信用リスクに対する正味の資産又は負債に基づき担保を授受する契約)の法的な強制力に関する市場参加者の予想を時価に反映すること

### (作成方針)

10. IFRS 第13号の「市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有す

<sup>4</sup> 第383回企業会計基準委員会においては、現行の日本基準におけるその他有価証券の時価評価における期末前1か月の市場価格の平均の使用については、貸借対照表価額のみならず、減損判定方法や外貨換算方法にも影響があり、公正価値測定の基準開発においてのみ検討されるものではないと考えられるとの意見が聞かれている。

る金融資産及び金融負債への適用」において、「市場リスク」及び「信用リスク」の用語は、IFRS 第7号「金融商品：開示」で定義されているが、会計基準案では、「市場リスク」及び「信用リスク」の用語の説明として、金融商品時価開示適用指針第3項(2)②における説明を用いている。

11. IFRS 第13号において、IAS 第24号「関連当事者についての開示」で定義されている経営幹部が示されているが、会計基準案では、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める役員としている。

## 時価の算定—時価の算定の前提

### (文案)

#### 【適用指針】

1. 時価は、会計基準第XX項の定義に従ったうえで、次の前提に基づき算定する。
  - (1) 市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう評価技法及び入力数値を用いて、市場参加者が自らの経済的利益を最大化するように行動すると仮定する。(¶11、¶22)
  - (2) 資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場で行われるものと仮定する。ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が利用できる最も有利な市場で行われるものと仮定する。
 

同一の資産又は負債に関する主要な市場又は最も有利な市場は、企業によって異なる可能性があり、企業が取引を通常行っている市場が、主要な市場又は最も有利な市場と推定される。(¶16-18)
  - (3) 時価の算定にあたっては、取得又は売却に要する付随費用について考慮しないが、所在地が資産の特性である場合には、当該資産を現在の所在地から当該市場に移動させるために生じる輸送費用について時価を調整する。(¶25-26)
  - (4) 当初認識時の時価は取引価格と同一となることが多いが、次の状況では、取引価格が当初認識時の時価を表すものではない可能性がある。(¶58-59、¶B4)
    - ① 関連当事者間の取引であること
    - ② 不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引であること
    - ③ 取引価格を表す単位が、時価を算定する資産又は負債の単位と異なること
    - ④ 取引が行われた市場が、主要な市場又は最も有利な市場と異なること

### (作成方針)



12. IFRS 第 13 号では、取引コストが付録 A で定義されているが、会計基準案では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 56 項を踏まえ、「取得又は売却に要する付随費用」としている。
13. コモディティ等、トレーディング目的で保有する棚卸資産を会計基準案の範囲に含めることを前提として、輸送コストの記載について含めている。IFRS 第 13 号における輸送コストの定義については、会計基準案において輸送費用の説明として含めている。
14. なお、当初認識時の時価に関連して、IFRS では、IFRS 第 9 号「金融商品」において当初認識時の公正価値と取引価格との差額の取扱いが定められている<sup>5</sup>。IFRS における金融商品の当初認識時の公正価値と取引価格との差額の取扱いは、日本基準<sup>6</sup>及び米国会計基準<sup>7</sup>と異なるものとなっており、当該論点は、仮に金融商品会計における分類及び測定分野の開発に着手する場合には、取り扱うことが考えられる。

## 時価の算定－時価の算定方法（1）評価技法

### （文案）

#### 【会計基準】

1. 時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる。評価技法を用いるにあたっては、観察可能な入力数値を最大限利用し、観察できない入力数値の利用を最小限にする。（『61、『67）
2. 時価の算定に用いる評価技法は、每期継続して適用する。当該評価技法を変更する場合は、会計上の見積りの変更（企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(7)）として処理する。（『65-66）

<sup>5</sup> IFRS 第 9 号では、金融商品の当初測定の設定として、当初認識時の公正価値が取引価格と異なると企業が判断する場合に、当該公正価値がレベル 3 のインプットを用いた評価技法に基づいているときには、その金融商品について、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で会計処理することとされている（IFRS 第 9 号 B5.1.2A 項）。

<sup>6</sup> 日本基準では、金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定することとされ、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合には、当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされている（金融商品実務指針第 29 項及び第 243 項）。

<sup>7</sup> 米国会計基準では、資産又は負債が当初認識時に公正価値で測定される場合であって、取引価格が公正価値と異なる場合には、当該測定を定めている基準が別段の定めを設けていない限り、取引価格と公正価値の差額を純損益に認識する（ASC820-10-30-6）こととされているが、金融資産又は金融負債について取引価格と当初認識時の公正価値の差額に対する特段の定めはない。

**【適用指針】**

1. 時価を算定するにあたって用いる評価技法（会計基準第 XX 項（¶61））には、次の 3 つのアプローチがある。
  - (1) マーケット・アプローチ
 

マーケット・アプローチとは、同一又は類似の資産又は負債に関する市場取引による価格等の入力数値を用いる評価技法をいう。当該評価技法には、例えば、倍率法や主に債券の時価算定に用いられるマトリックス・プライシングが含まれる。（¶B5-B7）
  - (2) インカム・アプローチ
 

インカム・アプローチとは、利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法をいう。当該評価技法には、例えば、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルが含まれる。（¶B10-B11）
  - (3) コスト・アプローチ
 

コスト・アプローチとは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法をいう。（¶B8）
2. 評価技法を変更する場合（会計基準第 XX 項（¶65））としては、時価の精度をより高めることとなる場合があるが、その状況としては、例えば、次のものがある。（¶65）
  - (1) 新しい市場が出現すること
  - (2) 新しい情報が利用可能となること
  - (3) これまで使用していた情報が利用できなくなること
  - (4) 評価技法が向上すること
  - (5) 市場の状況が変化すること

**（作成方針）**

15. IFRS 第 13 号において、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従った会計上の見積りの変更に関する言及されているが、会計基準案では、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(7)に定める会計上の見積りの変更としている。
16. コスト・アプローチについては、通常、金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産に用いられるものではないと考えられるが、時価評価のアプローチとして一般に周知されているものであると考えられ、最低限の記載として、マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチとともに適用指針案に含めている。
17. IFRS 第 13 号では、現在価値技法について、詳細な記載を適用指針として含めている

(現在価値測定構成要素、割引率調整技法、期待現在価値技法等。IFRS 第 13 号 B12 項から B30 項) が、現在価値は、金融商品会計における時価算定以外の会計処理でも用いられており、適用指針案に含めないこととしている。

## 時価の算定—時価の算定方法(2) 入力数値

### (文案)

#### 【会計基準】

1. 評価技法に用いる入力数値は、次の順に優先的に使用する(レベル1の入力数値が最も優先順位が高く、レベル3の入力数値が最も優先順位が低い。)(¶72)
  - (1) レベル1の入力数値
 

レベル1の入力数値とは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格をいう。当該入力数値が利用できる場合には、当該入力数値を調整せずに時価の算定に使用する。(¶76-77)
  - (2) レベル2の入力数値
 

レベル2の入力数値とは、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能な入力数値のうち、レベル1に含まれる公表価格以外を入力数値をいう。(¶81)
  - (3) レベル3の入力数値
 

レベル3の入力数値とは、資産又は負債について観察できない入力数値をいう。当該入力数値は、レベル1及びレベル2の入力数値が入手できない場合に用いる。(¶86-87)
2. 前項の入力数値を用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。評価技法に複数のレベルの入力数値を用いる場合には、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も優先順位の低いレベルに時価を分類する。(¶73)

#### 【適用指針】

##### (入力数値の調整)

1. 時価を算定するにあたっては、市場における通常の日次取引高では売却できないほどに金融商品を大量に保有している場合であっても、当該金融商品を一度に売却する際に生じるであろう価格の低下についての調整を行わない。当該金融商品が活発な市場で取引されている場合には、個々の資産又は負債の公表価格に保有数量を乗じたものを時価とする。(¶69、¶80)

2. レベル1の入力数値（会計基準第XX項（¶76））を用いる場合を除き、他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額である支配プレミアム等、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に考慮するであろう特性を時価の算定に反映する。（¶69）

**（買気配と売気配）**

3. 時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格を入力数値として用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。（¶70-71）

**（レベル1の入力数値）**

4. 対象となる資産又は負債について、レベル1の入力数値（会計基準第XX項（¶76））を決定するにあたっては、次の両方を評価する。（¶78）
- (1) 当該資産又は負債に係る主要な市場、あるいは、主要な市場がない場合には、当該資産又は負債に係る最も有利な市場
  - (2) 当該資産又は負債に関する取引について、時価の算定日に企業が主要な市場又は最も有利な市場において行うことができる場合の価格
5. レベル1の入力数値に対する調整は、次の(1)から(3)の場合にのみ認められる。レベル1の入力数値について調整する場合には、当該調整により、算定された時価はレベル2又はレベル3に分類される。（¶79）
- (1) 類似の資産又は負債を大量に保有しており、当該資産又は負債について活発な市場における公表価格が利用できるが、時価の算定日において個々の資産又は負債について公表価格を入手することが困難な場合（例えば、債券について、この場合、マトリックス・プライシングを用いることができる。）
  - (2) 活発な市場における公表価格が時価の算定日時点の時価を表さない場合
  - (3) 負債又は払込資本を増加させる金融商品について、活発な市場で資産として取引されている同一の項目の公表価格を用いて時価を算定する場合で、かつ、当該公表価格を調整する場合（第XX項（¶39）参照）

**（レベル2の入力数値）**

6. 入力数値がレベル1の入力数値でなく、当該入力数値が資産又は負債の契約期間のほぼ全体を通じて観察可能である場合、当該入力数値はレベル2の入力数値（会計基準第XX項（¶81））となる。レベル2の入力数値には、例えば、次が含まれる。（¶82）

- (1) 活発な市場における類似の資産又は負債に関する公表価格
- (2) 活発でない市場における同一の又は類似の資産又は負債に関する公表価格
- (3) 公表価格以外の観察可能な入力数値
- (4) 相関関係等に基づき観察可能な市場データから得られる又は裏付けられる入力数値

7. 時価の算定にとって重要なレベル2の入力数値を調整するにあたって、重要な観察できない入力数値を使用する場合には、算定される時価がレベル3の時価に分類される可能性がある。(¶84)

#### (レベル3の入力数値)

8. レベル3の入力数値(会計基準第XX項(¶86))を用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定を反映する。この際、合理的に入手できる市場参加者の仮定に関する情報を考慮する。(¶87、¶89)
9. レベル3の入力数値を決定するにあたっては、その状況において入手できる最良の情報をを用いる。この際、企業自身のデータを用いることができるが、合理的に入手できる情報により次の事項が識別される場合には、当該企業自身のデータを調整する。(¶89)
  - (1) 他の市場参加者が異なるデータを用いること
  - (2) 他の市場参加者が入手できない企業に固有の特性が存在すること

#### (作成方針)

18. レベル1から3の入力数値自体の定義を記載したうえで、それをを用いて算定した時価についてのレベルについても説明している。
19. 入力数値の調整として、大量保有要因、支配プレミアム、ビッド・アスク・スプレッドについて示している。

#### (今後の検討課題)

20. IFRS第13号における評価技法へのインプットに関する例示(入力数値が観察可能となる可能性のある市場の例。IFRS第13号B34項)及び公正価値ヒエラルキーに関する例示(レベル2のインプット及びレベル3のインプットの例。IFRS第13号B35項及びB36項)について、金融商品以外に関するものを除き、基準本文又は結論の背景等に取り込むかどうか検討することが考えられる。

## 時価の算定—時価の算定方法(3) 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合等

(文案)

### 【会計基準】

1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下した場合、取引価格又は公表価格が時価を表していないと判断するときには、市場参加者が時価の算定の不確実性に対する対価として求めるであろうリスクを考慮して時価を算定する。(¶ 88、B38)

### 【適用指針】

(資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合)

1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下しているかどうかについては、例えば次の状況を勘案して、入手できる情報に基づき判断する。(¶ B37)
  - (1) 直近の取引が少ないこと
  - (2) 公表価格が現在の情報に基づいていないこと
  - (3) 価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
  - (4) これまで資産又は負債の時価と高い相関があった指標が相関しなくなったこと
  - (5) 企業の将来キャッシュ・フローの見積りと比較して、公表価格に織り込まれている流動性リスク・プレミアム等が著しく増加していること
  - (6) 買気配と売気配の差が著しく拡大していること
  - (7) 同一又は類似の資産又は負債についての新規発行市場における取引が著しく減少しているか又は当該市場がないこと
  - (8) 公表されている情報がほとんどないこと
2. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下していると判断した場合、取引価格又は公表価格が時価を表していないと判断したうえで、当該取引価格又は公表価格を時価の算定の基礎とするときには、当該取引価格又は公表価格について、現在の市場環境の下で時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引を反映するリスク調整を行い、時価を算定する。(¶ B38-39)

(秩序ある取引ではない取引の識別)

3. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下していると判断した場合等において、例えば次の状況を考慮し、取引が秩序ある取引ではないと判断したときには、時価の算定にあたって、通常、取引価格は考慮しない。(¶ B43-44)
  - (1) 現在の市場環境の下で、当該取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされて

いないこと

- (2) 売手が一人の買手としか交渉していないこと
- (3) 売手が破綻又は破綻寸前であること
- (4) 売手が規制上又は法的な要請から売却せざるを得ないこと
- (5) 直近の同一又は類似の取引と比較して、取引価格が異常値であること

4. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下していると判断した場合等において、取引が秩序ある取引であると判断したときには、時価の算定にあたって、取引価格を考慮するが、その考慮する程度は、例えば次の状況により異なる。(¶B44)

- (1) 当該取引の数量
- (2) 当該取引を時価の算定対象となる資産又は負債に当てはめることが適切であるか
- (3) 当該取引が時価の算定日に近い時点で行われたか

**(第三者から入手した価格の利用)**

5. 取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下していると判断した場合には、第三者から入手した価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているかどうかを評価して、時価の算定にあたって当該価格を考慮する程度について判断する。(¶B45-B46)

**(作成方針)**

- 21. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断した場合であっても、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではないと結論付けるのは適切ではない旨(IFRS第13号B43項)については、結論の背景に記載することが考えられる。
- 22. 財務諸表作成者とのアウトリーチで追加的な負担が生じる可能性があるものとして聞かれた第三者から入手した価格のガイダンスについては、IFRS第13号と同様に、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合に対するガイダンスとして、本セクションに含めている。

## 時価の算定—時価の算定方法(4) 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価

## (文案)

**【会計基準】**

1. 負債又は払込資本を増加させる金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される株式）については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。（¶34）
2. 負債の時価の算定にあたっては、不履行リスクの影響を反映する。不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクが含まれるが、これに限らない。（¶42、¶付録A）

**【適用指針】**

1. 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価の算定にあたっては、当該負債又は払込資本を増加させる金融商品の消滅が認識されることなく、市場参加者である譲受人が当該負債の義務を履行する又は当該払込資本を増加させる金融商品に関する権利を引き継ぐことを前提とする。（¶34）
2. 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価は、次を用いることにより算定する。（¶37-38）
  - (1) 活発な市場における公表価格
  - (2) (1)が入手できない場合、他の者が資産として保有する同一の項目に係る活発な市場における公表価格
  - (3) (1)及び(2)が入手できない場合、他の観察可能な入力数値（例えば、他の者が資産として保有する同一の項目に係る活発でない市場における公表価格）
  - (4) (1)から(3)が入手できない場合、インカム・アプローチ又はマーケット・アプローチ
3. 市場で資産として売買されている場合における当該資産の公表価格を用いる場合は、負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価の算定に反映できない当該資産に固有の要素（例えば、資産の公表価格に第三者の信用補完が反映されている場合）を除外して、負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価を算定する。（¶39）
4. 負債の時価の算定にあたっては、信用リスクの影響及び当該債務の履行見込みに影響を与える可能性のある要因を負債の時価の算定に反映する。（¶43）
5. 要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の時価については、要求払の額の支払が要求される可能性のある最も早い日から当該要求払の額を割り引いた金額以上となるように算定する。（¶47）



(作成方針)

23. IFRS 第 13 号における企業自身の資本性金融商品については、適用指針案では、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」を参考に、払込資本を増加させる金融商品と示している。

**ディスカッション・ポイント**

今後の検討課題に記載した項目を含め、現時点の文案及び関連する論点について、ご意見を頂きたい。

また、IFRS 第 13 号の内容を前提として、実務に配慮すべき項目がある場合には、別途の定め等を設けるか否かについて検討することが考えられるが、現時点で、追加的に検討すべき項目があるか、ご意見を頂きたい。

以 上